

議案第34号

守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例案

守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和8年6月12日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和6年守口市条例第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、職員等（市における同項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下同じ。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 市は、<u>法第243条の2の7第1項</u>の規定により、職員等の市に対する損害を賠償する責任を、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額から、次項に規定する額を控除して得た額について免れさせるものとする。 2 <u>法第243条の2の7第1項</u>の条例で定める額は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、職員等（市における同項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下同じ。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 市は、<u>法第243条の2の8第1項</u>の規定により、職員等の市に対する損害を賠償する責任を、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額から、次項に規定する額を控除して得た額について免れさせるものとする。 2 <u>法第243条の2の8第1項</u>の条例で定める額は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで 略	(1)から(4)まで 略
以下 略	以下 略

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。